

第5章 計画の推進

1 計画の推進に向けた施策の在り方

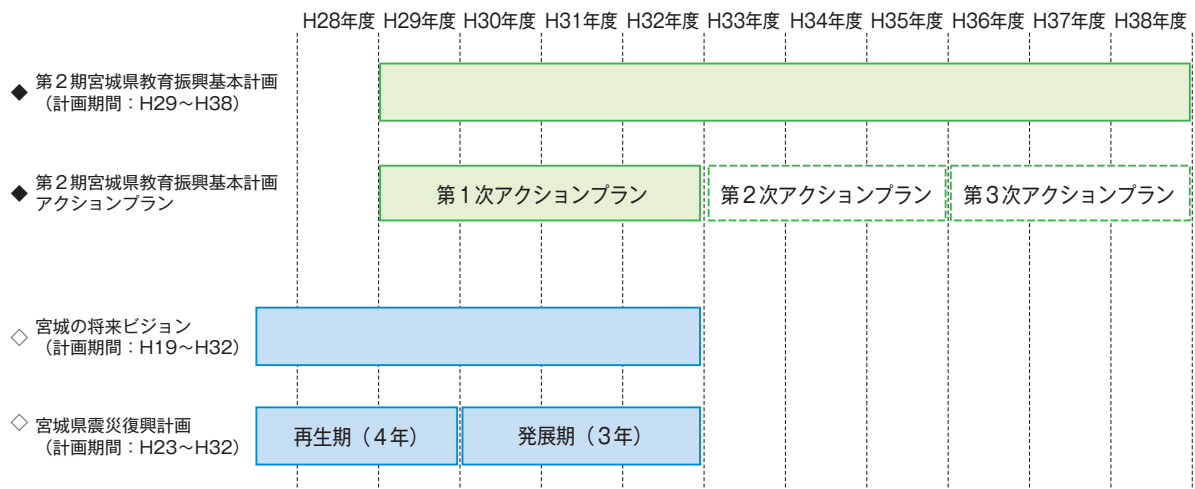
(1) アクションプランの策定及び計画の見直し

本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、実施する施策の内容や年次計画などを具体的に示すアクションプランを策定します。

なお、第1次アクションプランの期間は、本県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」の終期を踏まえ、平成32年度までとします。

あわせて、教育を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、本計画の策定から4年後を目途に見直しを行い、計画の必要な改定を行います。

〈各計画期間〉



(2) 計画の点検・評価

本計画に基づく施策を確実に推進するためには、施策の方針に掲げた様々な取組の実施状況を常に把握し、点検・評価していくことが重要です。

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、毎年度、定期的な点検・評価を実施するものであり、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のPDCAサイクルによる進行管理を行います。

なお、本計画の点検・評価を実施するに当たっては、同条第2項の規定に基づき、行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号）に基づき実施される「宮城の将来ビジョン（平成19年度～平成32年度）」及び「宮城県震災復興計画（平成23年度～平成32年度）」に係る「政策評価・施策評価」と一体的に実施します。

2 学校における教育施策の着実な推進

学校は、本県教育を推進する上で中心的な役割を担っており、本計画の実効性を高めるためには、個々の教職員の本計画に対する十分な理解のもとで、子供たちの教育に対し、学校が体系的かつ組織的に取り組んでいくことが重要です。また、学校種間の円滑な連携・接続を図ることにより、教職員が異なる学校段階にわたって教育を見通す力を養い、子供の発達や学びの連続性を確保していく必要があります。

このため、教職員がそれぞれの職の専門性を発揮し、外部人材の積極的な活用などを通じて、学校の組織的な教育力を高めるとともに、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続や、小・中・高等学校及び特別支援学校間の連携・接続を推進し、学校における教育施策の着実な推進を図ります。

3 関係機関、関係団体等との連携

(1) 家庭や地域、企業や大学等との連携・協働

本計画の実現には、行政や学校・教育機関だけでなく、子供たちの健やかな育ちの基盤である家庭をはじめ、社会経験を積み重ね、社会性や公共性を得ることのできる場となる地域、さらには専門的な知識や最新の技術を有する企業やNPO等の民間団体、大学等との連携・協働が不可欠です。

このため、様々な機会を捉えて、本県の教育に対する県民の意見や要望などを十分に把握するとともに、家庭や地域、企業や大学等の力を結集し、県民が一体となった教育力向上の取組を推進します。

(2) 市町村教育委員会との連携

教育施策を実効性のあるものとして着実に推進するためには、県と市町村教育委員会との連携が不可欠です。緊密な情報提供・情報交換などを通じて、本県教育のより一層の充実を図ります。また、市町村教育委員会が、地域の特性を生かし、創意・工夫して本計画の実現のために実施する取組に対し、必要な支援を行うとともに、それらの取組の成果を、県全体に波及させていきます。

(3) 県関係部局との連携

本計画の施策の推進に当たっては、県教育委員会をはじめ、子育て、福祉、地域づくりなど、部局横断的な取組が必要です。

このため、これまで以上に県の関係部局が相互に連携・協力を図りながら、効果的な取組を実施していきます。

(4) 国への働きかけ

国は、基本的な教育制度の枠組みの制定や学習指導要領等の教育活動の基準の設定などにより、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る役割を担っています。

本計画の推進に当たっては、国の制度や施策が及ぼす影響が大きいことから、必要に応じて、制度の見直しや施策の提案など、国への働きかけを行っていくとともに、必要な財政上の措置や、学級編制及び教職員定数等の改善などについて国に対して要請していきます。

4 県民総がかりによる教育施策の展開

本県の復興，そして未来を創造していくために何より必要なのは，未来を担う人材の育成であり，そのために教育が重要な役割を果たすことを県民全体が認識し，教育施策を進める必要があります。また，本計画を着実に推進していくためには，学校・家庭・地域が緊密に連携することはもとより，民間企業やNPO，地域活動団体等の多様な主体が一体となり，県民総がかりで次世代を育てる教育が展開されることが大切です。

このため，本計画に掲げた目指す姿や目標，施策の方向性等が，教育関係者や保護者をはじめ広く県民に共感・共有されるよう，多様な広報媒体を活用しながら，情報発信・広報活動等を行い，計画の周知を図ります。また，本計画の取組の現状や成果についても積極的に周知に努め，それぞれの責任と役割のもと，本県教育を推進していきます。

資料

- 1 第2期宮城県教育振興基本計画策定経過
- 2 宮城県教育振興審議会への諮問文
- 3 宮城県教育振興審議会委員名簿
- 4 教育振興審議会条例

1 第2期宮城県教育振興基本計画策定経過

実施日	行事名等	内容
平成27年10月26日	宮城県総合教育会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の策定について 審議会への諮問について
平成27年11月18日	教育委員会定例会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の策定について 審議会への諮問について
平成27年11月24日	第1回教育振興基本計画策定本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の策定について 審議会への諮問について
平成27年11月26日	第1回宮城県教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱, 任命 会長, 副会長の選任 諮問 第2期計画の策定について 宮城県の教育の現状等について
平成27年12月16日	宮城県議会文教警察委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の策定について
平成27年12月18日	教育委員会定例会	<ul style="list-style-type: none"> 第1回審議会の開催概要について
平成28年2月19日	第2回宮城県教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第1期計画の成果及び課題等について 本県教育が目指す方向性の検討
平成28年3月15日	教育委員会定例会	<ul style="list-style-type: none"> 第2回審議会の開催概要について
平成28年4月25日	宮城県総合教育会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の検討状況について
平成28年5月20日	第3回宮城県教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> 素案の検討
平成28年6月4日	第2期計画策定に関する圏域別意見交換会（東部, 登米圏域）	<ul style="list-style-type: none"> 意見発表者 12名（各6名） 傍聴者 2名（東部） 傍聴者 11名（登米）
平成28年6月11日	第2期計画策定に関する圏域別意見交換会（気仙沼・本吉圏域）	<ul style="list-style-type: none"> 意見発表者 6名 傍聴者 2名
平成28年6月12日	第2期計画策定に関する圏域別意見交換会（仙台, 仙南圏域）	<ul style="list-style-type: none"> 意見発表者 12名（各6名） 傍聴者 3名（仙台） 傍聴者 1名（仙南）
平成28年6月14日	教育委員会定例会	<ul style="list-style-type: none"> 第3回審議会の開催概要について
平成28年6月19日	第2期計画策定に関する圏域別意見交換会（大崎, 栗原圏域）	<ul style="list-style-type: none"> 意見発表者 12名（各6名） 傍聴者 13名（大崎） 傍聴者 2名（栗原）
平成28年8月2日	県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会 県北圏域会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画素案について

実施日	行事名等	内容
平成28年8月29日	県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会 県央圏域会議	・第2期計画素案について
平成28年9月1日	第4回宮城県教育振興審議会	・圏域別意見交換会の結果報告 ・中間案の検討
平成28年9月12日	教育委員会定例会	・第4回審議会の開催概要について
平成28年9月20日	県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会 県南圏域会議	・第2期計画素案について
平成28年10月5日	宮城県議会文教警察委員会	・第2期計画（中間案）について
平成28年10月6日 ～11月5日	パブリックコメント実施	・意見提出者 7名 ・意見等の数 26件
平成28年10月24日	宮城県総合教育会議	・第2期計画（中間案）について
平成28年11月17日	県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会 全体会議	・第2期計画（中間案）について
平成28年11月18日	第5回宮城県教育振興審議会	・パブリックコメント等の結果報告 ・中間案②の検討
平成28年12月16日	教育委員会定例会	・第5回審議会の開催概要について
平成29年1月13日	第6回宮城県教育振興審議会	・答申案の検討
平成29年1月17日	教育委員会定例会	・第6回審議会の開催概要について
平成29年1月18日	答申	
平成29年1月20日	宮城県議会文教警察委員会	・第2期計画（答申）について
平成29年1月30日	教育委員会臨時会	・第2期計画案について
平成29年2月6日	第2回教育振興基本計画策定本部会議	・第2期計画案について
平成29年2月17日	平成29年2月宮城県議会定例会に議案として提出	
平成29年3月16日	平成29年2月宮城県議会定例会で可決	

2 宮城県教育振興審議会への諮問文

教 企 第 135 号
平成27年11月26日

宮城県教育振興審議会会長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮 城 県 教 育 委 員 会

第2期宮城県教育振興基本計画の策定について（諮問）

このことについて、教育振興審議会条例（平成20年宮城県条例第3号）第1条の規定により、別紙理由書を添えて諮問します。

（別紙）

理 由 書

本県では、教育施策を総合的かつ計画的に進めていくため、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」を策定し、本県教育の振興を図ってきました。

しかしながら、当該計画の策定から5年以上が経過し、人口減少とそれに伴う少子高齢化が急速に進行するとともに、東日本大震災の発生等により、本県の子どもや社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、復興後を見据えた次代を担う人づくりに向けた教育がますます重要になっています。

あわせて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、「宮城県教育振興基本計画」と平成23年10月に策定した「宮城県震災復興計画」における目標や施策の根本となる方針を一体的に整理した「教育等の振興に関する施策の大綱」を、本年7月に知事が策定したところであり、改めて本県における教育施策の方向性等を示す必要があるものと考えています。

このようなことから、「宮城県教育振興基本計画」の後継計画として、教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す、「第2期宮城県教育振興基本計画」の策定について諮問するものです。

3 宮城県教育振興審議会委員名簿

任期：平成27年11月26日から平成29年11月25日まで

(五十音順)

氏名	所属	備考
伊藤 秀雄	有限会社伊豆沼農産代表取締役	
今村 久美	認定NPO法人カタリバ代表理事	
加藤 順一	宮城県高等学校長協会会長 (宮城県仙台第一高等学校長)	任期：平成28年5月20日～
川島 隆太	国立大学法人東北大学加齢医学研究所所長	副会長
川向 真美	宮城県高等学校PTA連合会役員 (宮城県古川黎明高等学校PTA役員)	
木村民 男	耕人塾塾長 (学校法人石巻専修大学教授)	
熊谷 祐彦	仙台市中学校長会会長 (仙台市立東仙台中学校長)	任期：平成28年5月20日～
佐藤 芙貴子	前宮城県市町村教育委員会協議会委員 (前川崎町教育委員会教育長)	任期：～平成28年7月1日
瀬野尾 千恵	宮城県市町村教育委員会協議会委員 (松島町教育委員会委員)	任期：平成28年9月1日～
高橋 由佳	NPO法人Switch理事長	
橘 眞紀子	有限会社岩沼屋ホテル専務取締役	
平川 新	学校法人宮城学院女子大学長	会長
星 美保	気仙沼市家庭教育推進協議会長	
堀田 龍也	国立大学法人東北大学大学院教授	
増田 恵美子	前宮城県PTA連合会副会長 (前富谷町立成田中学校PTA会長)	
松良 千廣	宮城県私立中学高等学校連合会会長 (学校法人常盤木学園理事長)	
丸山 千佳子	宮城県小学校長会副会長 (大河原町立大河原小学校長)	
村上 由則	国立大学法人宮城教育大学大学院教授 (前宮城教育大学附属特別支援教育総合研究センター長)	
村山 十五	宮城県私立幼稚園連合会理事長 (学校法人村山学園・学校法人おおとり学園理事長)	
山内 直子	NPO法人宮城県レクリエーション協会事務局長	
八巻 賢一	前仙台市中学校長会会長 (前仙台市立広瀬中学校長)	任期：～平成28年3月31日
山田 理恵	東北電子産業株式会社代表取締役社長	
渡邊 幸雄	前宮城県高等学校長協会会長 (前宮城県仙台第二高等学校長)	任期：～平成28年3月31日

4 教育振興審議会条例

平成20年3月25日
宮城県条例第3号

(設置)

第1条 教育委員会又は知事の諮問に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に関する重要事項を調査審議するため、宮城県教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、県の職員その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、10人以内とし、会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県教育振興審議会の委員	出席一回につき 11,600円	6級
---------------	-----------------	----

第2期宮城県教育振興基本計画 ～志を育み，復興から未来の創造へ～

編集・発行

宮城県教育庁教育企画室

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
TEL 022-211-3616 FAX 022-211-3699
E-mail kyoikup@pref.miyagi.lg.jp
URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyou-kikaku/>



R70 古紙配合率70%再生紙を
使用しています。



この冊子は3,000部作成し、
1部当たりの単価は259.2円です。